

規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 次に掲げる書面

イ 前号に定める書面

ロ 非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

五 第二十六条の二十五の二第三項第一号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

六 第二十六条の二十五の二第三項第二号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四條の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五條の三の二第一項の規定により法第六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三條第一項の登録を受けており、又は第五條の四の二第一項の規定により第五條の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（個人情報情報の提供を必要としない契約）

第三十條の十二（略）

第三十條の十二の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあっては、法第四十一條の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、前條に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

（個人情報情報に含まれる事項）

第三十條の十三 法第四十一條の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

（新設）

（個人情報情報の提供を必要としない契約）

第三十條の十二（略）

（新設）

（個人情報情報に含まれる事項）

第三十條の十三 法第四十一條の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十条の二十一第一項第一号から第七号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

第三十条の十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合に

つては、法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の

一〇七 (略)

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十条の二十一第一項第一号から第四号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

(新設)

(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の

依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人情報情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 第三十条の十四第一項に規定する場合

二 当該配偶者が第十條の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三條の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）

2 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十條の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一條の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを法第四十一條の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3
(略)

依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人情報情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前条第一項に規定する場合

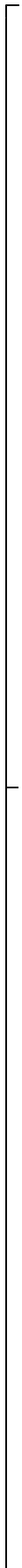
二 当該配偶者が第十條の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三條の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）

2 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十條の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一條の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを第四十一條の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3
(略)



二 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。</p> <p>2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、貸金業者が施行日において現に貸金</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。</p> <p>2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、当該貸金業者が施行日において現に</p>

業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

（第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第七条 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号

貸金業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

（第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第七条 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号

施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第九条の二 平成二十三年六月十七日までの間における第四号新貸金業法施行規則第十条の二十六の規定の適用については、同条第一項中「一月」とあるのは、「二月」とする。

施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

三 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）

改 正 案	現 行
<p>第十八条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項中第十四号を第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（以下略）</p>	<p>第十八条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項に次の一号を加える。</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（以下略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）

以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月十八日）から施行する。

(経過措置)

第二条 貸金業の登録の有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後である貸金業者が、施行日前に既に貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号。以下「旧改正府令」という。）附則第七条第一項の規定に基づき、改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第四条の規定の例により、旧改正府令第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第一号（以下「旧様式」という。）を用いて、貸金業の登録の更新の申請を行っている場合（施行日前に既に旧改正府令附則第七条第二項の規定に基づき、新貸金業法第四条の規定の例により提出されていない書類を旧様式に

よつて作成し、提出している場合を含む。）において、旧様式に記載されている営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（新貸金業法第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。）の氏名及び登録番号は、施行日において改正法附則第十七条第一項の規定により届け出られた貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号に変更されたものとみなす。

第三条 この府令の施行の日前に次の各号に掲げる場合に該当して行われた届出については、それぞれ当該各号に定める場合に該当して行われた届出とみなす。

- 一 第一条の規定による改正前の貸金業法施行規則（次号において「旧施行規則」という。）第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合 第二十六条の二十五の二第一項第一号に掲げる場合
- 二 旧施行規則第二十六条の二十五第一項第四号に掲げる場合 第二十六条の二十五の二第一項第二号に

掲げる場合

改 正 案

（第4面）

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

（記載上の注意）

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

現 行

（第4面）

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

（記載上の注意）

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号の2(第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

財務(支) 局長
殿
知事

届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号

番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

名 称

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人

氏 名

Ⓜ)

連絡者 所属 氏 名

電話番号 () -

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12 社内規則等の整備及び改正状況
- 13 従業者に対する研修の実施状況
- 14 内部監査の実施状況
- 15 金利帯別貸付件数及び貸付残高
- 16 利息収入の状況
- 17 特定非営利活動貸付けの状況
- 18 生活困窮者支援貸付けの状況

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

事 業 報 告 書

第 期 { 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで }

1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分		人 数 等	
		うち個人	うち法人
役 員	う ち 常 勤 役 員		
	職 員		/
従 業 員	そ の 他		/
	計		/
合 計			
事 務 所	有 人 事 務 所		/
	事 務 所 外 自 動 契 約 機 設 置 箇 所		
	事務所外現金自動設備自社 設 置 箇 所		
	代 理 店		
	合 計		
提携先現金自動設備設置箇所			

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合		関係内容
				所有割 合(%)	被所有 割合(%)	

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 3 「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会社は都市名までを記載する。
- 4 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、取引状況等について記載する。

4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利		
		件数	構成割合		残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 3 担保には保証を含まない。
- 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 5 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 6 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 7 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

5 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残	高	構 成 割 合
有 価 証 券	(百万円 百万円)	% (%)
うち手形	()	()
うち小切手	()	()
うち株式	()	()
債 権	()	()
うち預金	()	()
商 品	()	()
不 動 産	()	()
財 団	()	()
そ の 他	()	()
計	()	()
保 証	()	()
無 担 保	()	()
合 計	()	100 (100)

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の前記順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件数		金額	
	件	うち特定公正証書	百万円	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	()	()	()	()
保証契約	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

8 資金調達状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・CP		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

9 延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
消費者向		()	()	()	()	()	()	()
事業者向		()	()	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

11 貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)
2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名：)
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12 社内規則等の整備及び改正状況

--

(記載上の注意)

- 1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。
- 2 貸金業協会会員にあっては記載を要しない。

13 従業者に対する研修の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

14 内部監査の実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。(ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。)
- 2 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

15 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。

16 利息収入の状況

種別	利息収入額	
	利息収入額	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行った貸付に係る利息収入額	百万円	%
うち特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者を支援するための貸付に係る利息収入額		100

(記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
保険、医療又は福祉の増進を図る活動	件	%	百万円	%
社会教育の推進を図る活動				
まちづくりの推進を図る活動				
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動				
環境の保全を図る活動				
災害救援活動				
地域安全活動				
人権の擁護又は平和の推進を図る活動				
国際協力の活動				
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動				
子どもの健全育成を図る活動				
情報化社会の発展を図る活動				
科学技術の振興を図る活動				
経済活動の活性化を図る活動				
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動				
消費者の保護を図る活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。
- 2 貸付内容は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる区分に準じて計上する。
- 3 貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。
- 3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表17（1）貸付内容別貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

18 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) 貸付件数及び貸付残高

貸付内容	件数・残高	
	件数	残高
生活困窮者支援貸付け	件	百万円

(記載上の注意)

- 第1条の2の3第5項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第1条の2の3第5項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。
- 3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表18（1）貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

【非営利特例対象法人で特例登録を受けた者】

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号の3(第26条の29の2関係)

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

財務(支) 局長
殿
知事

届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号

番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

名 称

氏 名

Ⓢ

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人

氏 名

Ⓢ)

連絡者 所属 氏 名

電話番号 () -

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12 社内規則等の整備及び改正状況
- 13 従業者に対する研修の実施状況
- 14 内部監査の実施状況
- 15 金利帯別貸付件数及び貸付残高
- 16 利息収入の状況

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

事 業 報 告 書

第 期 { 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで }

1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分		人 数 等	
		うち個人	うち法人
役 員	うち常勤役員		
	職 員		/
従業員	その他		/
	計		/
	合 計		
事 務 所	有 人 事 務 所		/
	事 務 所 外 自 動 契 約 機 設 置 箇 所		
	事務所外現金自動設備自社 設 置 箇 所		
	代 理 店		
	合 計		
提携先現金自動設備設置箇所			

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利	
		件数	構成割合		残高
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計			100		100
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

5 業種別貸付残高

業種別	先数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残	高	構 成 割 合
有 価 証 券	(百万円 百万円)	% (%)
うち手形	()	()
うち小切手	()	()
うち株式	()	()
債 権	()	()
うち預金	()	()
商 品	()	()
不 動 産	()	()
財 団	()	()
そ の 他	()	()
計	()	()
保 証	()	()
無 担 保	()	()
合 計	()	100 (100)

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類を配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件数		金額	
	件	うち特定公正証書	百万円	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	()	()	()	()
保証契約	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

15 金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0%超 7.5%以下				
7.5%超				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 1 第5条の3の2第1項各号に掲げるすべての要件に該当し、法第3条第1項の登録を受けた日以降に行った貸付けに関し記載する。
- 2 金利は約定金利とする（法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。）。

16 利息収入の状況

種別	利息収入額	
	利息収入額	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行 った貸付けに係る利息収入額	百万円	%
うち特定非営利活動として行われ る貸付け及び生活困窮者を支援するた めの貸付けに係る利息収入額		100

(記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。